

平成27年12月25日

長崎県企画振興部市町村課
内線：2134 直通：895-2134
担当：黒田、山口、宮本

## 平成26年度市町等地方公営企業決算の概要について

県内市町及び一部事務組合が経営する地方公営企業について、平成26年度の決算状況を取りまとめましたので、概要をお知らせいたします。

### <ポイント>

平成26年度は、「地方公営企業会計の新基準」が初めて適用された。

その影響を含めた決算のポイントは以下のとおり。

- (1)「事業数」は、135事業で前年度に比べて3事業減少
- (2)「職員数」は、2,343人で前年度に比べて23人増加
- (3)「決算規模」は、1,306億98百万円で前年度に比べて66億円増加
- (4)「収支」は、18億37百万円の黒字で、前年度に比べて43億87百万円減少
- (5)「料金収入」は、673億31百万円で前年度に比べて13億1百万円増加
- (6)「企業債発行額」は、177億56百万円で前年度に比べて1億29百万円増加
- (7)「他会計繰入金」は、242億5百万円で前年度に比べて2億22百万円増加
- (8)「建設投資額」は、318億42百万円で前年度に比べて65億18百万円減少
- (9)「企業債現在高」は、3,832億2百万円で前年度に比べて152億44百万円減少

なお、「新基準」の適用により今回の決算は大きな影響を受けているが、来年度からは平準化されることとなる。

「地方公営企業会計の新基準」については、【別添】参照

地方公営企業とは

- ・ 地方公共団体が公共の福祉の増進を目的として経営する企業  
水道、工業用水道、交通、電気、ガス、病院、簡易水道、下水道、と畜場、宅地造成事業、港湾整備、市場、観光施設
- ・ 一般行政事務がその財源を主として租税によっているのに対し、公営企業は事業活動のために必要となる収入を、原則として利用者からの料金によっている。

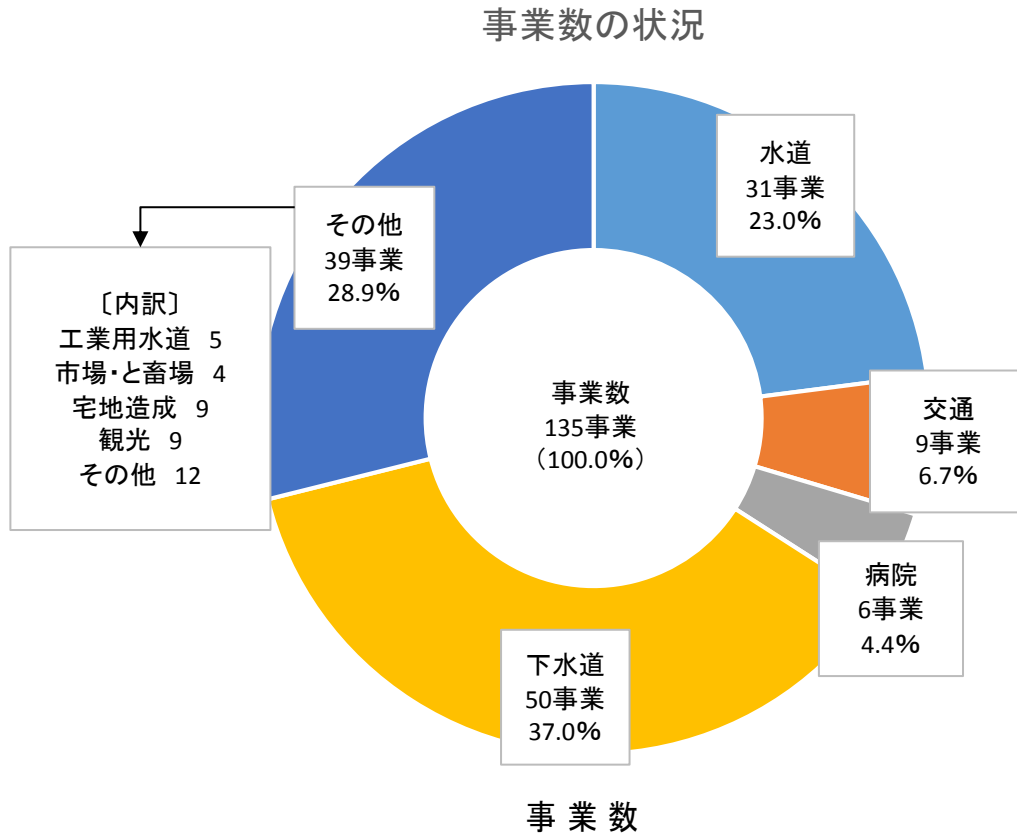
「地方公営企業法」の適用企業、法非適用企業について

- ・ 地方公営企業には、「地方公営企業法（以下、「法」という）」が適用される企業と適用されない企業がある。
- ・ 法が適用される企業は、企業としての経済性を発揮することが特に要請されるものであり、会計処理が発生主義に基づく複式簿記により処理されるなど、普通会計の会計手法である官庁会計と異なっている等の特徴がある。

地方公営企業	法適用	水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業（病院については財務等に関する規定の適用）
	法非適用	簡易水道事業、下水道事業、と畜場、宅地造成事業など  法非適用事業についても、条例により、任意に法を適用することは可能

## 1. 事業数

県内21市町、2一部事務組合が経営する地方公営企業の事業数は、平成26年度末現在135事業で、前年度に比べ3事業、2.2%減少している。  
 減少した事業は、簡易水道事業の水道事業への統合による廃止(1)、宅地造成事業特別会計の廃止(1)、と畜場事業特別会計の廃止(1)となっている。  
 事業数を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、その他事業となっている。

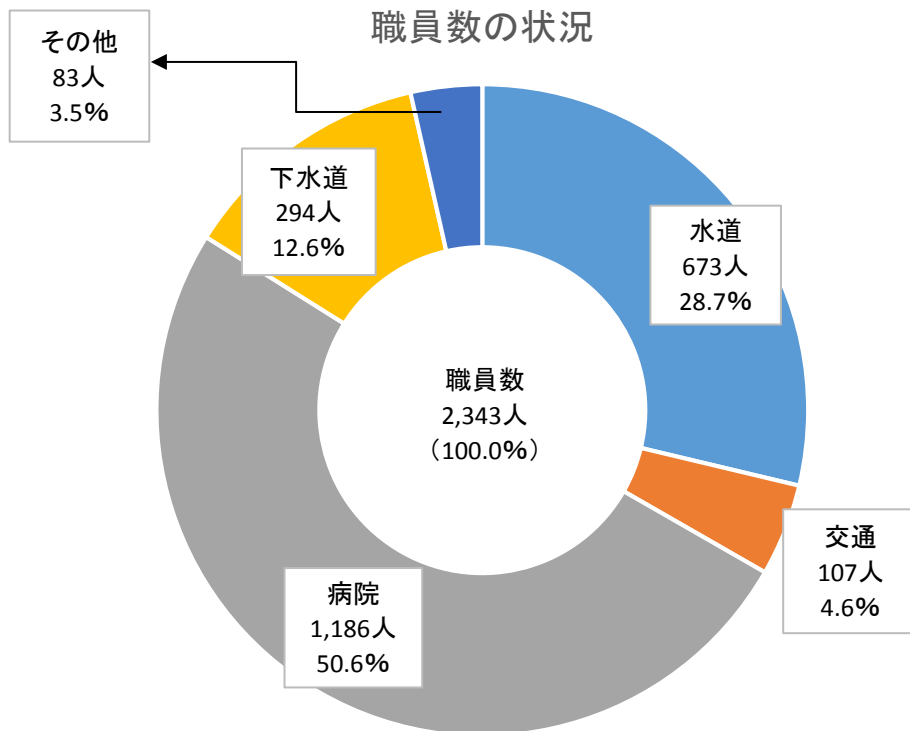


(単位:事業、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25	H26	増減	H25	H26	増減	H25	H26	増減	増減率
	A	B	C=B-A	D	E	F=E-D	G	H	I=H-G	J=I/G
水道	19	19	0	13	12	△ 1	32	31	△ 1	△ 3.1
交通	3	3	0	6	6	0	9	9	0	0
病院	6	6	0	—	—	—	6	6	0	0
下水道	14	14	0	36	36	0	50	50	0	0
その他	6	6	0	35	33	△ 2	41	39	△ 2	△ 4.9
合計	48	48	0	90	87	△ 3	138	135	△ 3	△ 2.2

## 2. 職員数

職員数は、平成26年度末現在2,343人で、前年度に比べ23人、1.0%増加している。  
 職員数が増加した主な理由は、水道事業、交通事業、下水道事業で人員配置の見直しにより減少したものの、病院事業における組織体制の強化により増加したため、全体として増加している。  
 職員数を事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業となっている。



### 職員数

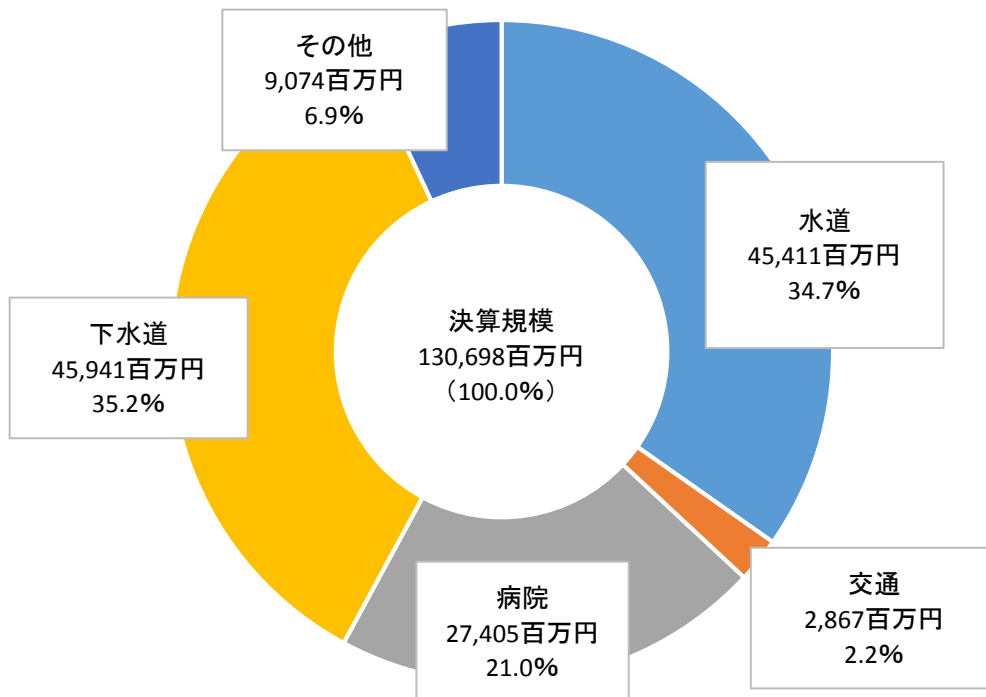
(単位: 人、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25	H26	増減	H25	H26	増減	H25	H26	増減	増減率
	A	B	C=B-A	D	E	F=E-D	G	H	I=H-G	J=I/G
水道	576	573	△ 3	106	100	△ 6	682	673	△ 9	△ 1.3
交通	81	78	△ 3	29	29	0	110	107	△ 3	△ 2.7
病院	1,140	1,186	46	—	—	—	1,140	1,186	46	4.0
下水道	248	243	△ 5	50	51	1	298	294	△ 4	△ 1.3
その他	6	6	0	84	77	△ 7	90	83	△ 7	△ 7.8
合計	2,051	2,086	35	269	257	△ 12	2,320	2,343	23	1.0

### 3. 決算規模

決算規模は1,306億98百万円で、前年度に比べ、66億円、5.3%増加している。  
 決算規模が増加した主な理由は、地方公営企業会計の新基準の適用により、法適用企業において、平成26年度に退職給付引当金を一括計上したこと等によるものである。  
 決算規模を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

決算規模の状況



決算規模

(単位: 百万円、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25	H26	増減額	H25	H26	増減額	H25	H26	増減額	増減率
	A	B	C=B-A	D	E	F=E-D	G	H	I=H-G	J=I/G
水道	34,174	36,210	2,036	9,237	9,201	△ 36	43,411	45,411	2,000	4.6
交通	1,865	2,401	536	485	466	△ 19	2,350	2,867	517	22.0
病院	23,897	27,405	3,508	—	—	—	23,897	27,405	3,508	14.7
下水道	39,006	39,472	466	6,888	6,469	△ 419	45,894	45,941	47	0.1
その他	896	721	△ 175	7,616	8,353	737	8,512	9,074	562	6.6
合計	99,838	106,209	6,371	24,226	24,489	263	124,064	130,698	6,634	5.3

注) 決算規模は支出ベース

#### 4. 収支の状況

公営企業全体の収支は、18億37百万円の黒字で、前年度に比べ、43億87百万円、70.5%減少している。

黒字額が減少した主な理由は、地方公営企業会計の新基準の適用により、法適用企業において、退職給付引当金を一括計上したことにより総費用が大幅に増加したこと等による。

特に、病院事業、交通事業において大きな影響を受けた。

収支を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、その他事業となっている。

#### 全体の経営状況

(単位:事業、百万円)

区分	H25 (A)			H26 (B)			増減額 (B)-(A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数	40 (83.3%)	85 (98.8%)	125 (93.3%)	35 (72.9%)	83 (100.0%)	118 (90.1%)	△ 5	△ 2	△ 7
黒字額	6,233	353	6,586	4,683	278	4,961	△ 1,550	△ 75	△ 1,625
赤字事業数	8 (16.7%)	1 (1.2%)	9 (6.7%)	13 (27.1%)	0 (0.0%)	13 (9.9%)	5	△ 1	4
赤字額	362	0	362	3,124	0	3,124	2,762	0	2,762
総事業数	48	86	134	48	83	131	0	△ 3	△ 3
収支	5,871	353	6,224	1,559	278	1,837	△ 4,312	△ 75	△ 4,387

(注)1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものは除き、病院事業については病院数で算入)。

※事業数131事業(建設中事業:7事業、病院事業:6団体9病院)

2. ( )は、総事業数に対する割合。

#### 事業別総収支額

(単位:百万円、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25 A	H26 B	増減額 C=B-A	H25 D	H26 E	増減額 F=E-D	H25 G	H26 H	増減額 I=H-G	増減率 J=I/G
水道	2,722	1,849	△ 873	128	85	△ 43	2,850	1,934	△ 916	△ 32.1
交通	△ 24	△ 370	△ 346	31	33	2	7	△ 337	△ 344	—
病院	791	△ 2,061	△ 2,852	—	—	—	791	△ 2,061	△ 2,852	—
下水道	2,277	2,032	△ 245	81	83	2	2,358	2,115	△ 243	△ 10.3
その他	105	109	4	113	77	△ 36	218	186	△ 32	△ 14.7
合計	5,871	1,559	△ 4,312	353	278	△ 75	6,224	1,837	△ 4,387	△ 70.5

※H25年度が黒字でH26年度が赤字の事業については、増減率(J)は示すことができない。

※収支とは、その会計年度の収入から支出を差し引いたもの。

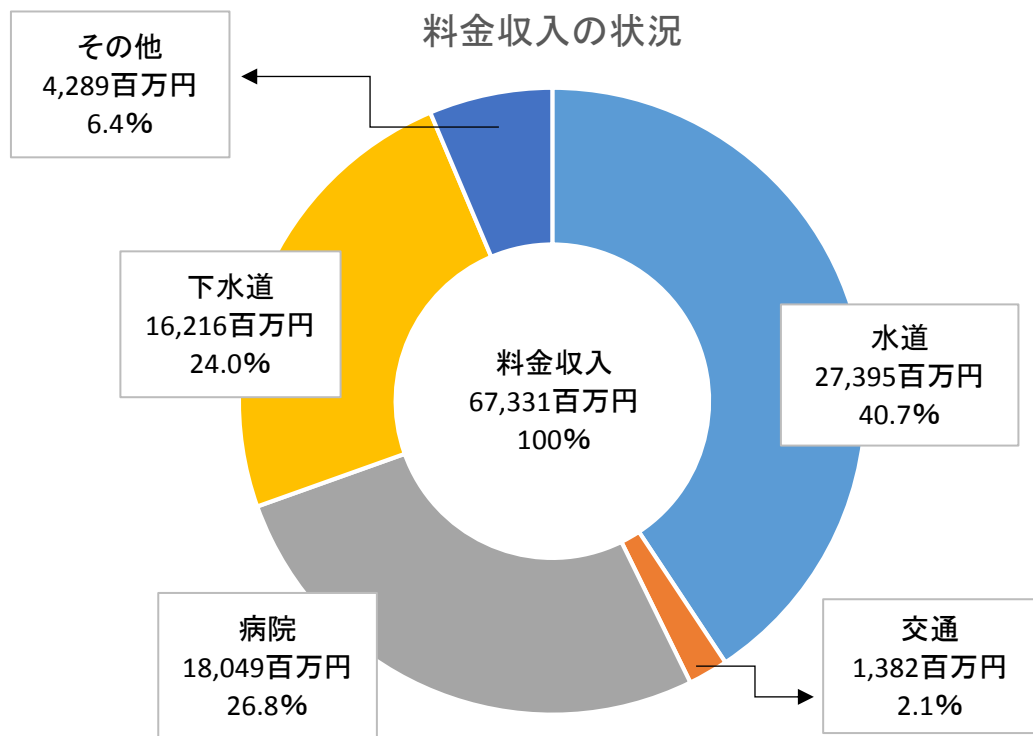
・法適用企業：総収益から総費用を差し引いた額

・法非適用企業：歳入歳出差し引き額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額

※建設中事業は除く

<収入>  
5. 料金収入

料金収入は、673億31百万円で、前年度に比べ13億1百万円、2.0%増加している。  
 料金収入が増加した主な理由は、水道事業において給水人口の減少や企業の水道使用量の減少、交通事業において利用者数の減少があったものの、病院事業における入院外来収益の増加や宅地造成事業における造成用地売却益の増加により、全体として増加している。  
 料金収入を事業別にみると、水道事業が最も多く、次いで病院事業、下水道事業となっている。



料金収入

(単位:百万円、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25 A	H26 B	増減額 C=B-A	H25 D	H26 E	増減額 F=E-D	H25 G	H26 H	増減額 I=H-G	増減率 J=I/G
水道	24,500	24,297	△ 203	3,180	3,098	△ 82	27,680	27,395	△ 285	△ 1.0
交通	1,415	1,296	△ 119	89	86	△ 3	1,504	1,382	△ 122	△ 8.1
病院	17,669	18,049	380	—	—	—	17,669	18,049	380	2.2
下水道	15,143	15,075	△ 68	1,075	1,141	66	16,218	16,216	△ 2	0.0
その他	528	543	15	2,431	3,746	1,315	2,959	4,289	1,330	44.9
合計	59,255	59,260	5	6,775	8,071	1,296	66,030	67,331	1,301	2.0

<収入>

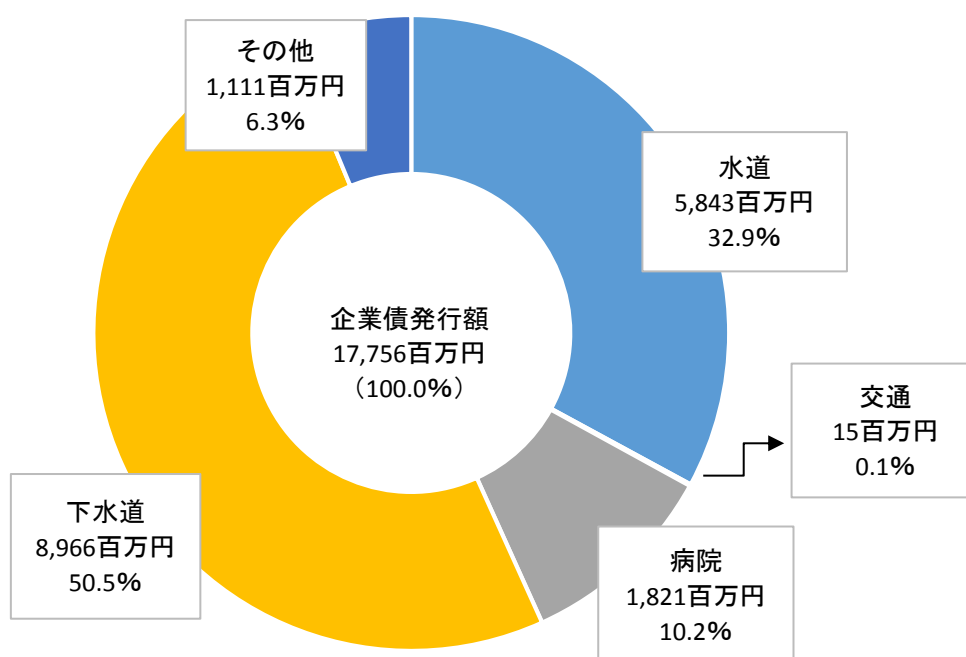
6. 企業債発行額

企業債発行額は、177億56百万円で、前年度に比べて1億29百万円、0.7%増加している。

企業債発行額が増加した主な理由は、宅地造成事業において事業完了により企業債発行額が減少したものの、下水道事業における借換債発行額の増加、病院事業における施設整備や医療機器購入に伴う増加、水道事業における施設の老朽化に伴う更新や新設による増加等により、全体として増加している。

発行額を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

企業債発行額の状況



企業債発行額

(単位:百万円、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25 A	H26 B	増減額 C=B-A	H25 D	H26 E	増減額 F=E-D	H25 G	H26 H	増減額 I=H-G	増減率 J=I/G
水道	3,423	3,582	159	2,259	2,261	2	5,682	5,843	161	2.8
交通	0	0	0	65	15	△ 50	65	15	△ 50	△ 76.9
病院	1,645	1,821	176	—	—	—	1,645	1,821	176	10.7
下水道	7,493	8,281	788	924	685	△ 239	8,417	8,966	549	6.5
その他	131	0	△ 131	1,687	1,111	△ 576	1,818	1,111	△ 707	△ 38.9
合計	12,692	13,684	992	4,935	4,072	△ 863	17,627	17,756	129	0.7

※下水道事業については、漁業集落排水事業を含む。



<収入>

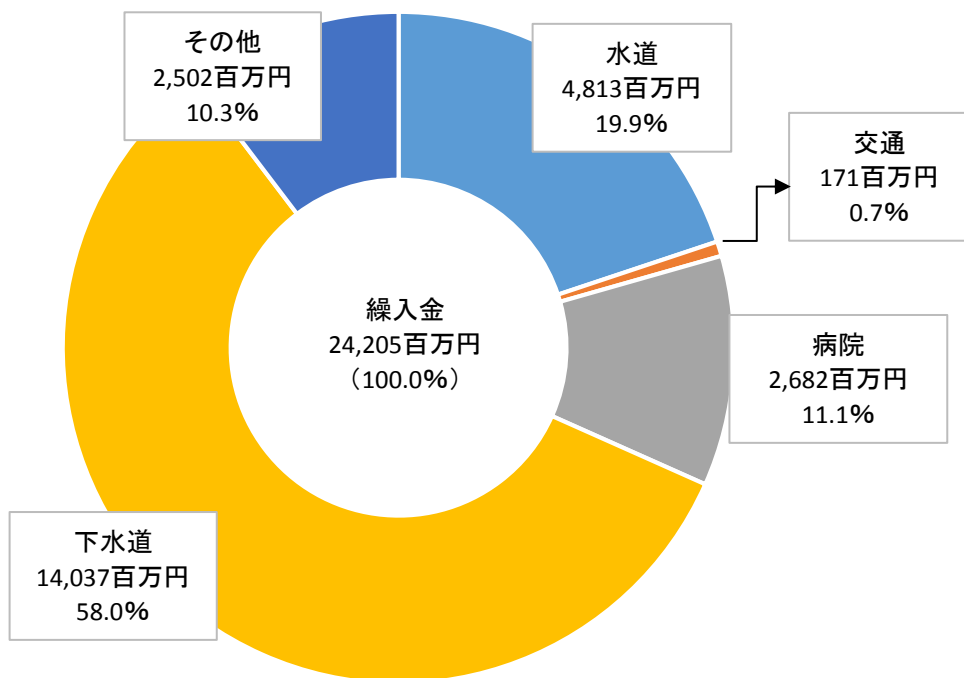
7. 他会計繰入金

他会計繰入金は242億5百万円で、前年度に比べ2億22百万円、0.9%増加している。

他会計繰入金が増加した主な理由は、下水道事業において、一般会計が負担すべき雨水処理負担金の減少があるものの、水道事業において、耐震などの安全対策事業に係る一般会計出資金が増加したことや、宅地造成事業の元利償還金に係る一般会計からの繰入金が増加したこと等により、全体として増加している。

他会計繰入金を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

他会計繰入金の状況



他会計繰入金

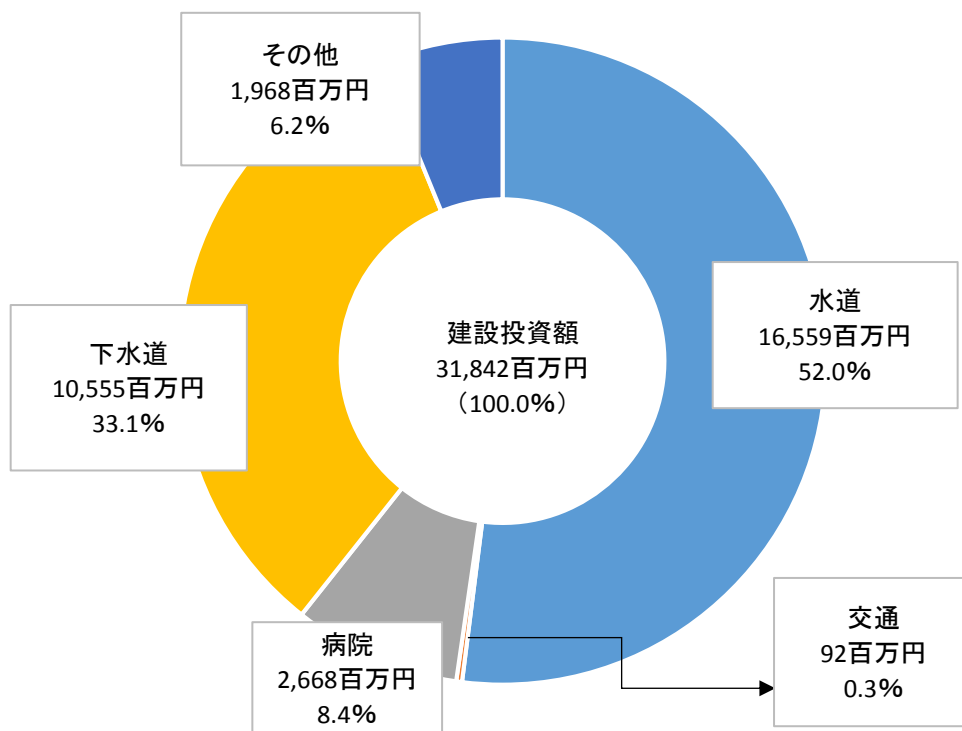
(単位: 百万円、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25 A	H26 B	増減額 C=B-A	H25 D	H26 E	増減額 F=E-D	H25 G	H26 H	増減額 I=H-G	増減率 J=I/G
水道	2,312	2,531	219	2,367	2,282	△ 85	4,679	4,813	134	2.9
交通	51	34	△ 17	95	137	42	146	171	25	17.1
病院	2,746	2,682	△ 64	—	—	—	2,746	2,682	△ 64	△ 2.3
下水道	10,398	10,210	△ 188	3,763	3,827	64	14,161	14,037	△ 124	△ 0.9
その他	215	179	△ 36	2,036	2,323	287	2,251	2,502	251	11.2
合計	15,722	15,636	△ 86	8,261	8,569	308	23,983	24,205	222	0.9

<支出>  
8. 建設投資額

建設投資額は、318億42百万円で、前年度に比べ65億18百万円、17.0%減少している。  
建設投資額が減少した主な理由は、下水道事業、水道事業、宅地造成事業における施設整備費の減少等によるものである。  
建設投資額を事業別にみると、水道事業が最も多く、次いで下水道事業、病院事業となっている。

建設投資額の状況



建設投資額

(単位:百万円、%)

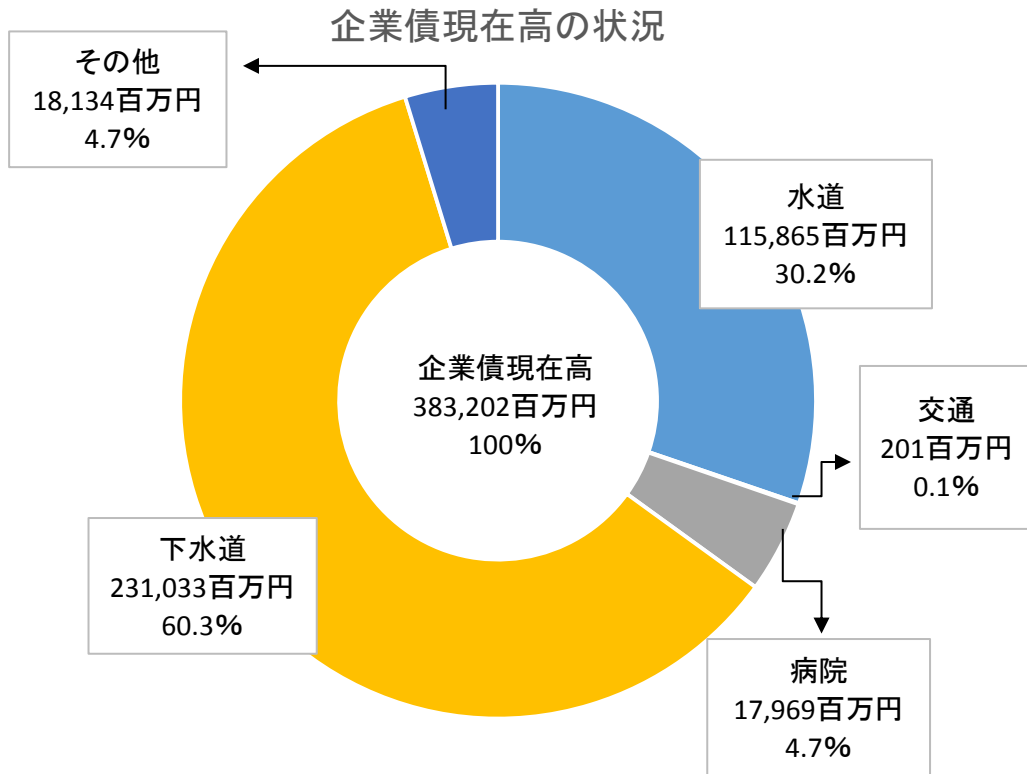
区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25	H26	増減額	H25	H26	増減額	H25	H26	増減額	増減率
	A	B	C=B-A	D	E	F=E-D	G	H	I=H-G	J=I/G
水道	14,379	12,546	△ 1,833	3,986	4,013	27	18,365	16,559	△ 1,806	△ 9.8
交通	92	69	△ 23	75	23	△ 52	167	92	△ 75	△ 44.9
病院	3,126	2,668	△ 458	—	—	—	3,126	2,668	△ 458	△ 14.7
下水道	11,395	8,934	△ 2,461	2,234	1,621	△ 613	13,629	10,555	△ 3,074	△ 22.6
その他	241	28	△ 213	2,832	1,940	△ 892	3,073	1,968	△ 1,105	△ 36.0
合計	29,233	24,245	△ 4,988	9,127	7,597	△ 1,530	38,360	31,842	△ 6,518	△ 17.0

## 9. 企業債現在高

企業債現在高は、3,832億2百万円で、前年度に比べ152億44百万円、3.8%減少している。

企業債現在高が減少した主な理由は、下水道事業及び水道事業における企業債発行額を上回る償還により、全体として減少している。

企業債現在高を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、その他事業となっている。



### 企業債現在高

(単位:百万円、%)

区分	法適用企業			法非適用企業			合計			
	H25	H26	増減額	H25	H26	増減額	H25	H26	増減額	増減率
	A	B	C=B-A	D	E	F=E-D	G	H	I=H-G	J=I/G
水道	85,274	84,589	△ 685	33,031	31,276	△ 1,755	118,305	115,865	△ 2,440	△ 2.1
交通	96	70	△ 26	152	131	△ 21	248	201	△ 47	△ 19.0
病院	18,687	17,969	△ 718	-	-	-	18,687	17,969	△ 718	△ 3.8
下水道	198,791	190,589	△ 8,202	42,272	40,444	△ 1,828	241,063	231,033	△ 10,030	△ 4.2
その他	3,227	2,970	△ 257	16,916	15,164	△ 1,752	20,143	18,134	△ 2,009	△ 10.0
合計	306,075	296,187	△ 9,888	92,371	87,015	△ 5,356	398,446	383,202	△ 15,244	△ 3.8

※下水道事業については、漁業集落排水事業を含む。

## 地方公営企業会計の新基準について（概要）

### （１）新基準の趣旨など

#### （趣旨）

民間の企業会計制度と昭和４１年以来大きな改正がされていなかった地方公営企業会計制度との間に生じている違いの整合性を図り、民間企業の同種事業との相互の比較分析などを容易にするために、地方公営企業会計制度の見直しが行われ、新基準が適用されることとなった。

#### （適用年度）

平成２６年度の予算（決算）から適用する。（法適用事業のみの適用）

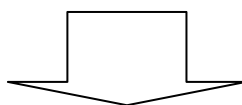
### （２）新基準の主な内容

従来は任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。

従来は「資本」に計上されていた企業債等を「負債」に計上。

従来は減価償却を行わないことができた補助金等を充当した部分の固定資産について、すべて減価償却の対象とし、補助金等は「負債」に計上。

時価が帳簿価格より下落しているたな卸資産（造成した土地等）に時価評価を義務付け。



本県の病院事業や交通事業においては、収支が赤字となっているが、その赤字は経営実態の変化によるものではなく、退職給付引当金の一括計上（平成２６年度のみ措置）などの、新基準の適用という特殊な要因により生じているものである。